

令和元年度  
岐阜市包括外部監査報告書

概 要 版

令和2年2月

岐阜市包括外部監査人

諏訪 直樹



《 目 次 》

第1 監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 監査の対象とした事件名	1
3. 事件の選定理由	1
4. 監査の対象期間	2
5. 監査従事者	2
6. 監査を実施した期間	2
7. 外部監査人の独立性（利害関係）	2
8. 監査の対象機関	2
9. 監査の着眼点	3
10. 監査の方法	3
11. 監査意見	4
第2 監査対象の概要	5
1. 市の小中学校における教育に関する概要	5
2. 監査の対象とした部署	8
第3 各監査意見の概要	9
1. 学校評価	9
2. 教育事務	9
3. 土曜日の教育活動推進事業	11
4. 理科授業魅力アップ事業	11
5. ALT 外国語指導助手	12
6. 「4技能のバランスを重視した英語教育」研究推進事業	12
7. イングリッシュ・キャンプ in GIFU	13
8. 子どものための消費者教育推進事業	14
9. ハートフルサポーター・ハートフルティーチャー・特別支援教育 介助員	15
10. 教育相談員（ほほえみ相談員）	15
11. ジュニアアーティスト・トップランナー支援事業	16
12. 地域ぐるみ学校人権教育推進委員会補助金	16
13. 教育PCの整備	17

14. 外国籍生徒等対応指導	17
15. 生徒指導サポーター	17
16. 「スクールロイヤー」事業	18
17. スクール・サポート・スタッフ	19
18. 部活動指導員	20
19. ぎふ サイエンス・キャンプ	21
20. 岐阜市型STEM教育推進事業	21
21. 英語教育 岐阜発「英語でふるさと自慢」	22
22. 「主体的・対話的な学びの在り方」推進事業	23
23. 「危険から自分を守ろう」事業	24
24. 不登校児童・生徒	25
25. いじめ対策	25
26. 教員研修の充実	27
27. 教員免許更新制度におけるサポート体制	27
28. 職員の労務管理	28
29. 教職員の休暇申請の管理	28
30. 教職員の時間外勤務	29
31. 教職員の健康管理	31
32. 私費会計	31
33. 教材費	34
34. 学校給食	34
35. 備品整備	36
36. 学校保健	38
37. 学校規模適正化	38
38. 契約事務	39
第4 指摘及び意見一覧表	42

事件（テーマ）：「小中学校における教育に関する事業について」

## 第1 監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

### 2. 監査の対象とした事件名

小中学校における教育に関する事業について

### 3. 事件の選定理由

岐阜市（以下、「市」とする。）は、平成30年度に都市づくりの総合的な方針として『ぎふし未来地図』を策定した。この中で、今後取り組まなければならない課題である人口減少・少子高齢化・グローバル化に向け、市政運営の理念を、

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 人生100年時代の未来を創り、都市を支える<u>ひとづくり</u></li><li>(2) 魅力とにぎわいを生み、成長を引き出す<u>活力づくり</u></li><li>(3) つながり、安らぎを感じる持続可能な<u>街づくり</u></li><li>(4) 成長都市を支える<u>行財政運営の最適化</u></li></ul> |
|--|

の4つにとりまとめているが、その中でも、市の特徴として「ひとづくり」を第一に捉えており、これに必要なものを「子どもたちへの教育」であるとしている。

一方で、市では平成11年度から包括外部監査制度が導入されたが、過去において、学校教育がテーマとして選定されたことがなかった。

さらに、市の教育費の一般会計当初予算に占める割合は、9.7%と大きく、社会福祉などに支出される民生費（35.3%）に次ぐ規模となっている。

このような状況において、市が担う教育の中心である、小中学校における教育に関する事業について、本年度の監査対象テーマとして選

定し、今後の事務の改善に資するような指摘または意見を提言することは、必要かつ有用な包括外部監査になるものと判断した。

4. 監査の対象期間

平成30年度に執行したものとする。ただし、必要があると認めたものについては、過年度分も対象とした。

5. 監査従事者

包括外部監査人

諏訪 直樹（公認会計士）

包括外部監査人補助者

若原 幸秋（公認会計士）

乾 美恵子（弁護士）

高井 正樹（税理士）

岩井 由紀子（税理士）

石田 裕志（公認会計士）

6. 監査を実施した期間

令和元年6月10日から令和2年2月7日まで

7. 外部監査人の独立性（利害関係）

市と包括外部監査人及び包括外部監査人補助者との関係には、地方自治法252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

8. 監査の対象機関

小中学校における教育に関する事業に係る事務を所管する部署、当該事務に関連する部署等

## 9. 監査の着眼点

小中学校における教育に関する事業に係る事務について、関係法令、条例及び諸規程に準拠して行われているか、あるいは、社会通念上著しく適正を欠き不当と判断される事項はないか、また、事業の成果が十分に発揮されているかどうかについて検証を行う。

なお、地方公共団体は最小の経費で最大の効果を挙げなければならないとする観点（地方自治法第2条第14項）も踏まえ、いわゆる3E（経済性、効率性、有効性）にかなうものかどうかの視点を持ち監査を実施する。

## 10. 監査の方法

- (1) 監査の実施対象について、関係法令、条例及び諸規程等の確認
- (2) 所管部署の担当者に対するヒアリング
- (3) 行政計画、予算の執行状況の調査、確認
- (4) 関係帳簿及び証拠書類との突合、内部管理資料、契約書等の文書の閲覧
- (5) 学校視察の実施（市立小中学校が68校のうち、学校規模を勘案して11校（生徒数は平成30年度末を記載））  
（小学校）

	学校名	児童数（人）
1	梅林小学校	207
2	華陽小学校	253
3	長良小学校	330
4	長森南小学校	775
5	鶉小学校	815
6	黒野小学校	485
7	藍川小学校	252
8	長森西小学校	453

（中学校）

	学校名	生徒数（人）
9	長森中学校	776
10	岐阜西中学校	525
11	境川中学校	901

## 11. 監査意見

指摘	意見	合計
12 件	56 件	68 件

本報告書において指摘または意見という場合、次のように区分している。

指摘：関係法令、条例及び諸規程等の形式的な違反、裁量権の逸脱などの実質的な違反がある場合、もしくは、実質的な違反とまでは言えないが、社会通念上、適切でないものであり是正すべきもの、またはそれに準じるもの

意見：是正を必ずしも要するものではないが、事業の執行について参考にすべき事項として監査人が市に対して提言するもの



## 第2 監査対象の概要

### 1. 市の小中学校における教育に関する概要

#### (1) 市の小中学校

市には、小学校が46校、中学校が22校あり、長良川を境に、川北地区と川南地区がありそれぞれに学校が配置されている。

#### (2) 児童数・生徒数の推移

市の児童数・生徒数は、昭和55年から60年ごろがピークとなり、それ以降急速に減少が進み、令和元年では、児童数が19,978人、生徒数が9,993人となっている。また、市では、令和2年以降の児童数・生徒数の推計も行っており、やはり減少傾向は変わらないと考えている。

#### (3) 「岐阜市教育大綱」

「岐阜市教育大綱」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」として、市長が策定する、市の教育に関する施策の目標や根本となるべき方針を示すものである。

#### (4) 「岐阜市教育振興基本計画」

教育基本法は、日本の教育の理念と原則を定める法律で、同法第17条では、この理念の実現に向けて、国に対して、教育振興施策を総合的に推進するための基本方針を定めた教育振興基本計画を策定する義務を課すとともに、地方公共団体に対して、地域の実情に応じて、教育振興基本計画の策定に努める義務を課している。

市では、「岐阜市教育大綱」にもとづき、第1期（平成20年度から平成24年度）に「岐阜市の教育基本方針」、第2期（平成25年度から平成29年度）に「岐阜市教育振興基本計画」を策定し、次のような教育に関する取組みを実施した。

そして、平成30年度から5年を計画期間とする「第3期岐阜市教育振興基本計画」を策定し、現在実行している。

(5) 教育委員会

地方公共団体は教育に関する事務を処理するにあたっては、次の4点が求められている。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>ア. 地方自治が尊重されること</li><li>イ. 国、都道府県、市町村がそれぞれの役割分担を果たし、連携協力すること</li><li>ウ. 政治的中立を維持し、教育の安定性を確保すること</li><li>エ. 住民の意思が反映されること</li></ul> |
|--|

そこで、政治的中立を維持するとともに、地域に根差した教育・文化の振興の実現を図るため、市長から独立した行政委員会、教育に関する事務を管理執行する合議制の執行機関として、教育委員会が設置されている。

教育委員会は、教育長と複数の委員から構成し、委員の有する様々な知見を活用することで効果的かつ適正な事務の執行を行っている。法令の定めにより、教育長の任命には、人格が高潔で教育行政に関し識見を有する者のうちから、市長が議会の同意を得て任命することとし、任期は3年とされている。

また、委員の任命については、人格が高潔で、教育・学術及び文化に関し識見を有する者のうちから、年齢・性別・職業等に著しい偏りが生じないように配慮し、市長が議会の同意を得て任命することとし、任期は4年、定数は5人としている。

(6) 教育委員会事務局

管理部門	教育政策課 (教育長を含む)	21 (4)	政策係	教育施策の企画・調査・調整、教育委員会の点検・評価、事務事業の合理化見直し、市立幼小中高の設置・廃止・適正規模化、幼児教育振興、教育委員会会議、事業評価、通学区域審議会、教育行政相談窓口、総合教育会議
			庶務係	予算・決算、庶務全般、寄附、私学振興
			管理係	市費職員の人事給与、後援、表彰、労務対策、文書の收受及び整理、公務災害事務
	教育施設課	11	建設・計画係	教育施設の建設、諸補助金、調査・統計
管理係			教育施設の営繕管理に関する契約・支払事務、教育施設用地、土地管理、占用許可、登記	
学校教育部門	学校指導課	18 (2)	教職員係	教職員の人事、教員免許、公務災害等
			指導係	教科指導、特別支援教育、人権教育、コミュニティ・スクール、小中一貫教育、国際理解教育、小中一貫英語教育、生徒指導、教育相談、教育実習、図書館教育
			学事係	就学援助、学校基本調査、通学区域、転出入関連業務
	学校保健課	8 (8)	保健係	児童・生徒・教職員の保健安全等や学校の保健安全計画、環境衛生、児童・生徒の事故・災害に関すること
給食係			学校給食に関すること	
社会教育部門	社会教育課	15 (4)	社会教育・公民館係	家庭教育学級、視聴覚教育、PTA 連合会、女性の会、人権教育推進、公民館の管理及び運営・指導、自治公民館の建設・修理補助
			文化財・市史編さん係	指定文化財、埋蔵文化財等の保存・保護と活用、文化的景観事業、市史編さん
			歴史遺産活用推進係	織田信長公居館跡発掘調査、信長学関連事業、史跡岐阜城跡の保存活用、日本遺産事業、鶴飼習俗総合調査
	青少年教育課	7 (6)	放課後児童クラブ係	放課後児童クラブ
			青少年教育係	青少年問題協議会、青年団体の助成・活動支援、家庭教育啓発、放課後子ども教室・放課後学びの部屋、青少年国際交流、成人式、青少年健全育成・非行防止、少年補導
	市民体育課	18 (2)	スポーツ振興係	生涯スポーツ推進体制の確立、各種関連団体との連携
			スポーツ支援係	競技力向上支援、トップスポーツチームの支援
スポーツ施設係			体育施設整備・運営	
高校総体推進室			H30 高校総体開催準備・推進	

(7) 市教育費予算

平成30年度の教育費予算の総額は、151億9,959万2千円であり、前年度予算152億832万2千円と比較すると、873万円の減額であった。また、教育費の一般会計に占める割合は、9.7%であった。

2. 監査の対象とした部署

市の小中学校における教育に関する事業について、特に関連するであろう次の部署を対象として選択した。

(1) 教育委員会

### 第3 各監査意見の概要

#### 1. 学校評価

##### (1) 学校評価の情報公開

学校評価は、具体的には、年度当初に市の重点項目をもとに学校としての重点項目を記載して教育委員会に提出する。また、年度末に、学校としての重点項目に対し、自己評価、達成状況、学校関係者評価委員会からの所見、改善の方向を記入して提出している。

これらの学校評価書は、文書による保護者への公表とともに、PTA総会・懇談会での保護者への説明、地域の集会等での説明、学校ホームページでの情報公開が求められている。

これについて、ヒアリングを実施した結果、教育委員会は、実際に各学校から情報公開が行われたかまで確認していないと回答を得た。

今後は、教育委員会が学校を指導する立場にあることから、情報公開が実際に実施されたかどうかまで確認することが望ましい。【意見1】

#### 2. 教育事務

##### (1) コミュニティ・スクールの経費の支払時期

コミュニティ・スクールとは、学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める仕組みである。

コミュニティ・スクール事業では、予算の申請書を6月末日までに教育委員会宛に提出している。その際には、コミュニティ・スクール組織図、年間活動計画、予算案、支援推進委員会規程、支援推進委員会名簿などを提出したのちに予算が支払われる仕組みとなっているため、予算の振込が7月下旬から9月頃となっている。

また、予算執行後の残金については、市に戻す仕組みとなっているため、年度当初の残金は0円となっている。そうしたこ

とから、4月から入金時まで使用した費用については、担当者が立て替えることは好ましくないため、業者に支払いを待ってもらっている状態である。業者のほうも慣例となっているため理解を示しているとのことであるが、予算承認後速やかな支払いを行うことが望ましい。【意見2】

(2) コミュニティ・スクールの運営

各種会議や事業内容については、学校ごとに回数も内容も大きく異なっている。これは地域の特性などを考慮して実施しているものであるから、異なっていることに対して異論はない。しかしながら、会議を行った際には、どのような発言があったのか、反省点はあったのかなどを記録する習慣にしておいたほうが、今後の会議においても有意義なものになる。個人のメモで残している記録もあったが、そのような場合、個人の人事異動とともに消失する恐れも否定できない。したがって、現在会議録を残していないコミュニティ・スクールは将来のためと思って会議録を残すことが望ましい。【意見3】

(3) コミュニティ・スクールにおける購入方針

学校視察時に、会計綴りを閲覧している中において、インターネットで購入した物品を確認した。購入した判断としては、近隣の店舗より安かったというのが購入の動機であったが、これについて市から指摘があった。

その理由は、背景として市の業者を利用してもらいたいといった事情もあると回答を得た。

確かに、市の地域として実施しているコミュニティ・スクールであるので、市全体として盛り上げていこうという趣旨はよくわかる。しかしながら、限りある予算がある中での経済性という観点から考えると、少しでも安くて使い勝手がいい物品であれば、現場としてはそちらで構わないといえる。

市の業者という観点を重視していくのであれば、その方針を周知するよう検討されたい。【意見4】

### 3. 土曜日の教育活動推進事業

#### (1) 実施テーマの選定

土曜日の教育活動推進事業とは、学力補充・体験学習・地域とのコラボ・部活動・体力作りを方針とし、子どもたちの個性的な才能を開花させるきっかけづくりとして、希望する中学生に対し、高校の学習内容等の発展的な学びや、ダンスや薬学など様々な分野の学びの機会を提供する。

MI理論に示された8つの知能を参考に、担当者が実施テーマの選定案を策定し、課内会議を経て決定しているとのことである。

定員に対し申込者数が多いあるいは少ないテーマがあるが、事業の性質上、狭い分野に特化したテーマを選定している以上、仕方がないものと考えられる。今後もテーマ数を増やすことで全体の参加者数を増加するよう検討することが望ましい。

【意見5】

### 4. 理科授業魅力アップ事業

#### (1) 理科支援員の配置基準

募集方法：広報「ぎふ」とHP

選定方法：面接試験

平成30年度配置実績：小学校13名

費用負担：国が理科支援員に係る費用の1/3を補助

配置は、学級数が多い学校、理科免許を保有している職員がいない、もしくは少ない学校に行っているとのことであった。

全小学校46校中13校であり28%と配置率が低い。理科の観察・実験活動に係る準備、調整、片付け等のサポートがあると、教員の時間外労働の縮減につながるため積極的に配置していくことが望ましい。【意見6】

(2) 理科支援員の出退勤管理

理科支援員は出勤表に勤務時間を手書きで記入している。理科の授業のサポートということで、比較的事後的に確認しやすいが、客観性を保つためタイムカードの導入が望ましい。

【意見7】

5. ALT 外国語指導助手

(1) ALTの直接雇用

ALTとは、コミュニケーションの基礎的な能力を身に付けることを目指すことを方針とし、市内全中学校において、年間53時間（週1.5時間）以上ALTによる英語指導を受けることができる環境を整えるとともに、市内全小学校の5、6年生に、同一校区の中学校で勤務するALTの派遣（年間18時間）を行う事業である。

個人がALTを希望する場合、委託元への登録のうえ派遣という形式のみになるとのことであるが、直接交渉の場合、より低い費用で雇用できる可能性も考えられることから、一律に委託のみとはせず、市の直接雇用枠も設けることが望ましい。

【意見8】

6. 「4技能のバランスを重視した英語教育」研究推進事業

(1) 出向職員の選定方法

英語教育における「読む・聞く・書く・話す」の4技能をバランスよく育むことを方針とし、ベネッセ教育総合研究所へ職員1名を派遣する。また、ベネッセグループの英会話講師による英語授業を研究校と同一校区の小学校において実施する事業である。

職員は、公募による面接試験により選定している。平成28年～平成30年度の公募応募者数は平成29年度の1名のみであった。部内協議で出向者を決定しているとのことであるが、選定時の資料が残っていなかった。客観性を保つためには議事録を残すことが望ましい。【意見9】



(2) 事業の客観性確保

当事業はベネッセ教育研究所との協定に基づいて遂行されている。包括的研究推進を進めるにあたり、1対1の関係を継続するのではなく、一層の効果を獲得しかつ客観性を保つために、他の英語教育機関からも意見を聞く機会を設けることが望ましい。【意見10】

7. イングリッシュ・キャンプ in GIFU

(1) 参加機会の公平性

児童生徒が、外国人と主体的に英語でコミュニケーションをとろうとする姿勢を育むとともに、英語力、英語での自己表現力の向上を目指し、市在住の小中学生（小学校5年生以上）を対象に、ALTや大学生サポーターと野外炊事や川遊び、ウォークラリーなどの体験を全て英語で行う4泊5日のキャンプを実施する事業である。

平成30年度の参加希望者数は243名で参加者は160名であった。

キャンプ参加者の負担額は12,000円であり、低所得家庭への補助・免除等はない。低所得者家庭については、非日常的な経験の機会は通常より少ないと想定されること、英語塾等に通う機会も少ないと想定される。行事を特定し免除することで、参加への意欲・学習への意欲・保護者の理解につながるため、低所得家庭への参加費免除を検討することが望ましい。

【意見11】

(2) 派遣事業の実施

岐阜県内の多くの市町村において、中学生を対象に英語圏への派遣事業を実施しているが、市においては同様の事業はない。令和2年度より開始を検討中とのことである。当事業終了後の児童生徒のアンケートでは、「早く本当に外国に行きたいと思った」との回答もある。

市は、英語圏についてはアメリカ・シンシナティシティ(昭和62年提携)・カナダ・サンダーベイシティ(平成19年提携)と姉妹都市を提携している。より多くの生徒に学びのチャンスを設けることは教育者の使命であるため、早急に派遣事業を開始することが望ましい。【意見12】

## 8. 子どものための消費者教育推進事業

### (1) 事業の実施状況

有効なお金の使い方を学ぶとともに、消費者被害に遭わないために、騙される心理を理解し自分の頭でしっかりと考えて行動することの大切さを学ぶために、講師を招き、「私のライフ&マネープラン」と題した授業を実施する事業である。

平成30年度の実施状況は次のとおりである。

中学校：8校 実施率36%(全中学校22校)

小学校：8校 実施率17%(全小学校46校)

在学中に1度講習を受ける程度の実施率の低さである。成長に伴い考え方・受け取り方も変化していくため、実施の仕方を再検討することが望ましい。

小学校に関する委託料については、タレントへの講演依頼によるものである。過去3年間も次の契約金額により同一のタレントとの一者随意契約によっている。

平成27年度 4,631,000円 (10校で実施)

平成28年度 3,704,540円 (8校で実施)

平成29年度 3,805,000円 (8校で実施)

当事業の目的は自分の頭でしっかりと考えて行動することであり、市内小学校46校中8校での実施になっていることも考慮すると、毎年同一の著名人に依頼しなければいけない必然性は低く、全小中学校で同様の講演が実施できるように工夫されることが望ましい。【意見13】

9. ハートフルサポーター・ハートフルティーチャー・特別支援教育  
介助員

(1) 出退勤の管理

ハートフルサポーターとは、通常学級に在籍しているが、学習や生活に配慮を要する児童生徒に対してきめ細やかな指導を行う人員で、各小中学校に配置している。ハートフルティーチャーとは、通常学級で配慮を要する児童生徒への対応する人員で、通常学級で配慮を要する児童生徒が在籍する学級に配置し、取り出し指導の授業などを実施している。特別支援教育介助員は、落ち着いた学校生活と確かな学力および生活力の定着を目指し、特別支援学級等に配置することにより、様々な様相をもった児童生徒に対して個別の指導を行っている。

ハートフルサポーター、ハートフルティーチャー及び特別支援教育介助員は、出勤表に勤務時間を手書きで記入している。出勤時退勤時は他の教職員が目視で確認をしているとのことだが、確認する職員も特定で決まっているわけではないため、その正確性を裏付けるものが無い。一カ月分の時間数を教育委員会がサポーター自身に確認をとり賃金の支払い計算をしているとのことである。正確性・客観性を担保するため、「確認者を決める」・「タイムカードを導入する」等管理方法を改善することが望ましい。【意見 14】

10. 教育相談員（ほほえみ相談員）

(1) 書類の管理方法

不登校やいじめ問題の解決を図るため、家庭訪問を中心としたふれあい活動を行いながら不登校児童生徒の登校改善を目指し、ほほえみ相談員を全中学校区に配置し、いじめ等の早期発見、早期対応にあたる。中学校を本務校として、22名配置し、それぞれの校区の小学校も担当している。

ほほえみ相談員は中学校を本務校としてそれぞれの校区の小学校も担当している。視察を行った小学校においては、ほほえみ相談員の活動実績に関する書類が保管されていなかった。関

係者に確認したところ、ほほえみ相談員が保管管理していて、相談員に問い合わせれば資料は確認できるということであった。不登校やいじめ問題は些細なことで状況が大きく変化する問題であることから、学校で活動実績報告書を保管する等、常に全教職員で情報共有できる状態にすることが望ましい。

【意見 15】

#### 11. ジュニアアーティスト・トップランナー支援事業

##### (1) 選定過程の客観性

生徒が文化・芸術に関する才能をより伸ばすことができる環境を整備するとともに、当該生徒の活躍を広報し、市民の文化芸術に関する興味関心を高めることを目的に、文化・芸術分野において、国際大会、全国大会及びそれらに準じる大会において活躍する市の中学校生徒について、市として支援する。

学校長からの推薦書の提出を受け、アドバイザーからの意見聴取を経て認定を行うが、選考委員会の議事録は無かった。今後の参考かつ客観性を保つため、意見聴取時の記録を残すことが望ましい。【意見 16】

#### 12. 地域ぐるみ学校人権教育推進委員会補助金

##### (1) 補助事業の適切性

地域ぐるみ学校人権教育推進委員会を組織し、地域の児童生徒の教育諸条件整備し学力の向上を図るため、地域ぐるみ学校人権教育推進委員会への補助金を交付する。

当委員会の決算報告を閲覧すると、消耗品費が大幅に予算超過している。消耗品費の予算は用紙・インク代と記載されていたが、決算では記念品代も含まれていた。この補助金は前払いされるものであることから、予算は正確に算出するよう指導を徹底することが望ましい。【意見 17】

13. 教育PCの整備

(1) 契約書の作成

教育用PCの整備率、児童生徒3.6人に1台(国の第2期教育振興基本計画目標)の達成のため、校務用PCやパソコン室用PC等の整備・更新を行う。契約資料を確認したところ、日通商事株式会社との契約書において5カ月の賃借料と記載するところ年額という整合性の無い記載があった。契約書は正確に作成することが望まれる。【意見18】

14. 外国籍生徒等対応指導

(1) 派遣実施内容の適切性

日本語指導や適応指導を必要とする外国籍児童生徒等のために、対応指導員を巡回派遣・適応指導し、教育の充実を図ることを目的として、日本語の指導が必要な外国籍および日本国籍の児童生徒が在籍する小中学校に指導員を派遣し、授業サポートや文書の翻訳、保護者との懇談時の通訳などを行う。

4月と8月には派遣実績が無い。指導員の職務に、児童生徒の情緒開放、悩み相談という項目がある。派遣希望小中学校長が訪問不都合日報告書を提出し、それに基づき教育委員会が各月の訪問計画を作成し、関係小中学校へ派遣日等を連絡している。年度変わり(4月)、夏休み(8月)という児童生徒が不安定になりやすい時期も配慮し派遣することが望ましい。

【意見19】

15. 生徒指導サポーター

(1) 募集方法・選定方法

生徒指導サポーターは、児童生徒の問題行動への対応や立ち直りのために、児童生徒及び保護者への具体的援助を学校内外で行うための人材であり、問題行動を起こす児童生徒や保護者への指導及び支援や校内を徘徊する児童生徒への別室指導等個別的指導、いじめた児童生徒への指導やいじめられた児童生徒への支援などいじめや問題行動に関しての学校への指導援助並

びに緊急時の対応を行う。また、市民からのいじめや問題行動等の相談の対応をしている。

各学校で人選し、教育委員会へ推薦という流れで採用しているとのことであった。各学校で、生徒指導サポーターが必要な状況であっても、適任者が見つけられなければ派遣を受けられないことになる。市が人材を確保して、各学校の人材確保の負担を軽減し、必要な学校には確実に派遣を行える体制を整えることが望ましい。【意見 20】

(2) 勤務管理

生徒指導サポーターには、時給計算で謝金の支払いをしている。勤務記録(様式2号)を提出することになっているが、その書類を確認したところ、勤務時間の記載があるがその管理については、客観性が確保できていない。正確性・客観性を担保するため、「確認者を決める」・「タイムカードを導入する」等管理方法を改善することが望まれる。【意見 21】

16. 「スクールロイヤー」事業

(1) 仕様書に沿った事業の実施

保護者や地域の方との信頼関係を築きつつ、子供たちを取り巻く問題の解決に当たるため、弁護士の支援を受ける「スクールロイヤー」事業を導入し、市内全域を5つのブロックに区分し、1ブロック1人の担当弁護士が区域内の学校を対象に、研修、訪問面談、電話・メール相談を行う。

各ブロックの担当弁護士の契約による業務内容は次のとおりである。

- (ア) 法務研修 年間3回
- (イ) 学校訪問 定期 年2回程度
- (ウ) 相談 電話・メール・直接面談

ここで、平成 30 年度の活動実績を確認したところ、次のとおりであった。

研修実施日	2019. 1. 24	2018. 11. 30	2018. 11. 13
第 1 ブロック担当者	○		
第 2 ブロック担当者	○	○	
第 3 ブロック担当者	○		○
第 4 ブロック担当者	○	○	○
第 5 ブロック担当者	○	○	○

(市提供資料より作成)

第 1～3 ブロックについては、各ブロック担当弁護士以外の弁護士により、仕様書の年 3 回の開催を満たしているが、教育委員会は、各ブロック担当弁護士から他の弁護士に変更する旨の書面による申請を受けていなかった。

教育委員会はブロック単位で各担当弁護士と契約を締結していることから、原則的には各担当弁護士が研修を実施するべきであり、変更がある場合には、その申請を書面で受ける必要がある。【指摘 1】

## 17. スクール・サポート・スタッフ

### (1) 出退勤の管理

教職員の負担軽減を図ることを目的に、教職員の事務作業をサポートするスタッフを配置している。

スクール・サポート・スタッフの出勤状況管理についての教育委員会の指示書等は作成されていない。ハートフルサポーター等の場合と同様、正確性・客観性を担保するため、「確認者を決める」・「タイムカードを導入する」等管理方法を改善することが望まれる。【意見 22】

(2) 人員数及び配置状況

配置については各学校の校長がスタッフ候補者を挙げ、配置希望書の学校指導課への提出をもって申請となる。小学校 16 校・中学校 11 校が希望したが、実際は小学校 12 校・中学校 6 校に 2 校兼務で 9 名配置、中学校 1 校に単独配置で、計 10 名配置した。全希望校に配置できていない。また、希望しない学校がある理由を確認したところ、人選が難しいとのことであった。校長が候補者を挙げられなければ配置できない。平成 29 年度の調査では、配置により教職員一人あたりの時間外労働が平均 50 分減少している。このような効果が早々に現れていることから、市で適任者を確保し全学校に配置できる体制を早急に整えることが望ましい。【意見 23】

(3) サポート体制

教職員がどのように仕事を依頼できるのかの具体的な指示書は無い。初めて担任を持つ・受験の学年を担当する教職員の時間外労働時間が多くなっていることから、このような教職員を優先的にサポートするように明確な指示をすることが望ましい。【意見 24】

18. 部活動指導員

(1) 募集方法・選定方法

担当する教員の部活動指導に係る負担を軽減し、教職員の働き方改革を推進するとともに、専門的知識および指導方法のもとで生徒が指導を受ける環境を整備し、部活動の充実と適正化を推進することを目的に、顧問教員に替わって単独で指導・引率が可能な部活動指導員の配置している。

各中学校長から推薦のあった者の中から、教育委員会がふさわしいと認めるものを採用している。部活動指導員配置事業実施要項での配置人員は 22 人であったが、実際の配置は 18 人だった。4 校について配置が無かった理由は人選が難しいためと



のことである。登録制にする、あるいは市が公募する等人員確保の対策を整えることが望ましい。【意見 25】

19. ぎふ サイエンス・キャンプ

(1) 事業の実施状況

児童の主体性や多様性、協働性、創造力を高め、より科学への興味・関心を高めるため、仲間と対話しながらピタゴラ装置の製作やサイエンスショーなどの科学体験を行う3日間のプログラムを実施する。

定員80名のところ306名の応募があった。会場の収容人数の関係で80名が限界で定員を増やせないとのことであるが、7割超の児童の期待に応えられていないことを考えると、実施日の回数を増やすことが望ましい。

また、この事業は科学への興味・関心を高めることが主な目的であるため、宿泊を伴わなければいけない必然性は無い。宿泊を伴わなければ経費も抑えられ、スタッフの負担を軽減でき、本来の目的達成に集中できる。事業の最大の効果を生むためには、科学体験に特化した実施内容への見直しが望ましい。

【意見 26】

20. 岐阜市型STEM教育推進事業

(1) 勤怠管理

科学に興味を有する児童の才能伸長、科学技術への理解増進、科学技術リテラシーの普及・向上を目的として、STEM教育を推進することを目的に小学校に配置している。

各学校の管理職や事務職員と確認しながら休暇整理簿等を用いて管理している。客観性と確認作業の効率化のためにタイムカードを導入することが望ましい。【意見 27】

(2) 学校間格差

平成30年度のSTEM教員用の消耗品費は2,319,000円で、その内容は、理科実験器具・理科実験用試薬であった。各学校別金額の学校別一覧は無いとの回答であった。上限5万円として各学校の実態に合わせて購入しているとのことである。学校別一覧を作成することで各学校の実態を把握でき、適切に配分されているか確認できる。連年通して偏りが生じていないか確認し、学校ごとに教育格差が生じないように管理することが望ましい。【意見28】

21. 英語教育 岐阜発「英語でふるさと自慢」

(1) 出退勤管理

英語を使って簡単な会話やふるさと自慢ができる児童の育成を目的に、地域在住の外国人をEF（英語指導協力員）として全小学校の1～4年生の各学級に派遣（年間18時間）する。

視察した学校で確認したところ、タイムカードが導入されていない。客観性と確認作業の効率化のためにタイムカードを導入することが望ましい。【意見29】

(2) EFとALTの比較検証

当事業についてはEFを起用し、前述の外国語指導助手事業についてはALTを起用している。

厚見小学校では、ALTの派遣による効果との比較検証するためEFの代わりにALTを1～4年生の各学級に派遣（年間18時間）している。その効果検証として活用しているのは英検Jr. のことであるが、平成29年度と平成30年度でグレードの異なる試験を受けたため比較ができていない。比較検証を行っているのに、比較できない検証手段を実施している。手段の選択は的確に行うことが望ましい。【意見30】

## 22. 「主体的・対話的な学びの在り方」推進事業

## (1) 実施成果の把握

主体的・対話的で深い学びの実践の場として、各学校の「アゴラ」の整備と活用を進め、継続的な授業改善に取り組むため、平成28年度に全中学校、平成30年度に全小学校に、通常の教室と異なる自由なレイアウトに組み合わせることができる可動式テーブル、椅子、ホワイトボード等を設置した。

中学校での実施結果を受けて小学校に同事業を実施している。

【教師】 ☆市内22中学校の教員を対象に調査。平成29年度

	20回以上	10～19回	1～9回	0回
4月から、授業や活動で「アゴラ」を使用した回数	40	34	237	223
	7%	6%	44%	42%

(市提供資料より作成)

調査では年間のアゴラ使用回数が0回の教員が42%である。一方、生徒への調査では「どちらかと言えば良い効果がある」との回答が多かったが、使用回数が少ない中での調査では正確な検証ができない。教員の使用回数がこのような状況になる原因を追究解消したうえで、小学校への導入をするべきであった。信憑性の高い裏付けをもって事業を実施することが望ましい。【意見31】

## (2) 利用環境の整備

視察先の中学校にはアゴラにエアコンが設置されておらず、夏季には利用し難いとのことであった。エアコン設置には電気使用量の制限により物理的に難しいとのことで、当分はエアコンの無い状況が続くと予測される。利用し難い部屋に備品を設置しても効果は期待できない。利用環境の整備を正確に検討・実施したうえで、事業を開始することが望ましい。【意見32】

(3) 備品の設置

アゴラ使用に関する意識調査も確認したが、曲線の机を設置することが主体的・対話的な学びにつながるということについて客観的に証明できるものが無い。小中合わせて 89,954 千円の事業費を投じているのであるが、教室・体育館・運動場・体育館・図書室等の利用でも可能ではなかったかと考えられる。STEM 教育推進事業等、効果を把握できていながら予算に制限があり人員を増やせていない事業もある。すでにある環境・備品を工夫して利用していくことが望ましい。【意見 33】

(4) 新規事業導入に至る経緯の客観性

当事業導入の際の議事録等の閲覧を申し出たところ、事業導入の際の具体的な経緯が分かる資料の提出を受けることができなかった。導入経緯が具体的に確認できないと、当事業の正確な効果の把握と今後の新規事業導入の参考にもできない。新規事業導入については、その経緯を明確に残し確認できる議事録等の資料を整えておくことが望ましい。【意見 34】

23. 「危険から自分を守ろう」事業

(1) 「地域安全マップ」

児童の危機対応能力を高めるため、児童自らが地域を回り、防犯、交通安全、防災の観点から危険箇所を発見し、「地域安全マップ」を作成する取組みを進める。また、不審者対策として、警察等の協力により、児童生徒や教員を対象とする不審者対応教室を実施する。

地域安全マップ実施報告書を確認したところ、46 小学校中 21 校の資料を確認できた。21 校については、安全マップが作成されていることが確認できたが 24 校については確認できなかった。全小学校について確認・保管することが望ましい。

【意見 35】

## 24. 不登校児童・生徒

### (1) 不登校児童・生徒への対応

市の不登校児童・生徒の数は、少子化により児童数・生徒数が減少しているにも関わらず、横ばいもしくは微増している。

不登校児童・生徒の状況が複雑化し、新たな問題が発生してきていると考えられる。しかし、市は不登校対策のマニュアルとして「不登校対策の手引き 心のキャッチボール 改訂版 平成19年3月」を活用しているのみで、平成19年3月以降にマニュアルの改訂が行われている様子はなかった。

たしかに、当該マニュアルは説明が丁寧であり、不登校児童・生徒に対する接し方についても詳細に分析、対応が記載された優れたマニュアルである。しかし、当該マニュアルが平成19年3月以降更新を行っていないことで、新たな事例への対応が遅れてしまうことや、対応が不適切になる可能性がある。そのため、市においては、昨今の不登校児童・生徒の問題点について、情報を刷新したマニュアルの改訂版を作成することが望ましい。【意見36】

## 25. いじめ対策

### (1) いじめの認知件数の把握

市は、各学校に対して、各期末にどのようないじめがあり、どのように対応しているかを、所定の報告書様式を使用して報告、提出することを義務付けている。そして、市は、各学校から提出された報告書に基づき、いじめの認知件数を把握しているということである。

今回、現地視察をしたすべての小中学校において、上記書類は完備されており提出をしていた。また、教育委員会においてもすべての学校からいじめ実態調査が提出されていることを確認している。

一方、市では、令和元年7月に、市立中学校に在籍する3年生の男子生徒（以下、「本生徒」とする）が転落死をした事案が発生した。本事案はいじめが強く疑われることから、いじめ

防止対策推進法に規定する重大事態として、「岐阜市教育委員会いじめ問題対策委員会(以下、「第三者委員会」とする。)」が教育委員会の諮問に応じ調査を行った結果、本生徒へ明確にいじめと認定した事案が34件報告されている。

このことから、市では所定の報告書様式を整備し、報告及び提出することを義務付けていたものの、十分には機能していなかったと言わざるを得ず、今後、第三者委員会の調査報告書にしたがい、適切に運用するよう指導を徹底されたい。

【意見 37】

(2) 認知されたいじめへの対応

市は、いじめが認知された場合に参照する文書はあるものの、マニュアルとして策定されていない状況である。

なお、現地視察した学校では、学校独自のフロー図を作成していた場合があったが、マニュアルまでは策定していなかった。

ところで、いじめ防止対策推進法では、「いじめ」は「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義している。すなわち、いじめられた児童・生徒の立場に立って判断をすれば足りると考えられるが、実際の学校現場では、加害側が被害側になったり、被害側が加害側になったり立場が目まぐるしく変わることがある。そのため、当該行為を「いじめ」と認定してよいのか、また「いじめ」として対応をした方がよいのか、現場の教員が迷うケースが考えられる。

さらに、いじめと認知されたとしても、教育委員会のフローチャートに従えば、情報共有段階の時点で、「必要に応じて校長まで各自報告」としか書かれておらず、どのような事案で、だれが主体となって校長に報告をするかが書かれていない。そうすると、いじめが認知されたとしても、放置される可能性がある。

上記でも述べた本案件のような重大事態の発生を予防するためにも、教育委員会は、第三者委員会の調査報告書の提言にし

たがい、認知されたいじめにどのように対処すればよいかなどを具体的に検討するとともに、教職員へ周知徹底するためにもマニュアルとして再整備するよう検討されたい。【意見 38】

## 26. 教員研修の充実

### (1) 研修受講管理システムの有効利用

教育委員会では、岐阜市教育研究所を中心に教員研修を実施している。

教員が最新情報を得るために様々な角度から研修の機会が与えられている一方、教員によっては受講する研修に偏りが生じるような疑念ないよう、受講履歴を管理する研修講座受講管理システムを用い、各教員の受け持つ業務に応じて、様々な分野の研修も促すことでより幅広い教養を身に付け、結果的に市全体として教員の資質の向上に結び付くことにつなげる取組を検討されたい。【意見 39】

## 27. 教員免許更新制度におけるサポート体制

### (1) 免許更新制度の更新管理

平成 21 年 4 月 1 日から教員免許更新制が導入された。教員免許更新制度における教員免許状更新講習についてはあくまでも自己責任での受講が求められているものであるが、教育委員会からの免許状更新状況および受講状況調査依頼を受け、各学校の所属長等から確認を促されることによって自己の更新のタイミングを再確認できる仕組みになっている。

教育委員会は、更新漏れがないよう、各学校等へ免許状更新状況および受講状況調査の依頼をして各学校等で取りまとめた集計表を確認している。

免許状更新状況の調査対象者については、抽出を各校に任せているが、集計表にあらかじめ教員等の情報を記載し、各学校等へ調査依頼すれば、各校が効率的に回答できるようになると考えられるため、検討されたい。【意見 40】

## 28. 職員の労務管理

### (1) タイムカードおよび勤怠管理ソフトの利用状況について

市では、平成30年6月以降から、「さっと勤怠」という管理ソフトを使用して、タイムカード(ICカード)を所定の機械にかざして勤怠管理を行うようになっている。

しかし、「さっと勤怠」のシステム上、タイムカードの記録忘れがあった場合には、後で入力もしくは修正をすることができるようになっている。

監査人が学校視察の際に「さっと勤怠」のデータ画面を確認したところ、タイムカードの記録忘れの教職員がおり、職員によってはほぼタイムカードによる記録をしていない者がいた。また、人によっては、データで記録せずに、手書きで時刻を記入している者がおり、出退勤時刻の正確性に問題があると考えられた。

市立の小中学校において「さっと勤怠」のシステムを導入したことは評価できるが、現場の教職員がタイムカードを利用していないのであれば、出退勤時間の正確性が保てない。

したがって、市においては正確な勤怠管理を行うためにも、タイムカードを記録する場所を出入り口近くに設置するなどの工夫や、教職員に対してタイムカードを利用して出勤および退勤時間を記録するよう指導を徹底する必要がある。場合によっては、出退勤管理の重要性を教職員に認識してもらうため、研修等を行うことも検討すべきである。【指摘2】

## 29. 教職員の休暇申請の管理

### (1) 職員の年次休暇の取得状況

教職員は、中途採用や特別職の公務員を除き、年次休暇として原則年間20日の有給休暇を付与される(岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第42条第1項)。

年次休暇簿を確認したところ、年次休暇は1年間に10日間ほど取得している教職員が多かった。しかし、1年間に20日間を消化している教員は皆無であった。



年次休暇は、年度における年次休暇の残日数が 20 日を超えていない教職員については当該残日数が次年度に繰り越されることになっており、年次休暇の残日数が 20 日を超える教職員にあつては 20 日が繰り越されるとされているが（同条第 2 項）、次年度に 20 日を繰り越している教職員が多数であつた。また、年次休暇の取得日数は、個人差が大きく、年次休暇を 1 日や 3 日しか取得していない者が存在した。

小中学校の教職員は、前述のとおり特別休暇制度があることから、年次休暇を 20 日消化せずとも、ある程度休暇をとつていとも考えられる。しかし、年次休暇の 20 日を超えた年次休暇は次年度には持ち越せないことや、年次休暇をほとんど取得していない職員もいることから、積極的に年次休暇を取得するように、職員に呼びかけていく必要性は高い。年次休暇の取得は、職員間の調整が必要となると考えられるが、市においては年次休暇の取得率を上昇させるよう努力をするのが望ましい。

【意見 41】

30. 教職員の時間外勤務

(1) 勤務時間外在校時間

現地視察に訪れた小中学校だけでも、半数以上の教職員が毎月 45 時間を超える時間外勤務を常習的に行っている。そして、ほとんどの時間外勤務の業務は超勤 4 項目以外の業務と考えられる。

一般的に過労死ラインは 1 ヶ月 80 時間と言われているが、時間外勤務時間が 160 時間の者については、過労死ラインを大きく上回っており、長時間労働が継続すれば過労死の危険もある。また、警備システムチェック表の記載から、早朝 4 時に出勤をした者や、午前 2 時退勤をした者が確認された。

もつとも、時間外勤務が少ない学校においては、ノー残業デーを設けるなど、時間外勤務時間が 45 時間を超えた教職員に対して、個別で声がけをするなどの取り組みをしている。しか

し、それでも、教職員の不適切な長時間労働はなくなっていない。

教職員の長時間勤務は、もはや常態化しており、すぐにでも対応をしなければならぬ危険な状態にあるといえる。もし、教職員の過労死や過労自死が発生すれば、労務管理者である市や学校長の責任が問われることになる。そして、この状況を放置すれば、長時間労働による過労死や過労自死の問題がいつ発生しても不思議ではない。

教育委員会は、勤務時間外在校時間を精査しその内容を把握したうえで、不適切な勤務時間外在校時間について削減するように指導監督を徹底する必要がある。【指摘3】

## (2) 部活動従事時間および日数

中学校の部活動について、部活動承認申請書、部活動実施報告書および特殊勤務手当実績簿を確認したところ、現地視察した中学校すべてについて特に問題はなかった。

しかし、現地視察した中学校の中には、月に5日以上、部活動に従事している教職員が9名いた。そして、部活動に従事した休日を平日へ振り替えている様子はなかった。そうすると、平日は学校の通常勤務をして、休日5日間を部活動に従事するという生活になっており、1ヶ月の間、ほとんど休日を取ることができていない状態になってしまっている。

もちろん、中学校教職員の部活動への関与は必要なことではあるが、休日に部活動に従事した教職員に対し、休暇が不足していないかなど配慮することが望ましい。【意見42】

### 31. 教職員の健康管理

#### (1) 教職員の健康診断の受診管理

市は、教職員の健康管理を行う義務がある（学校保健安全法第4条）ことから、教職員の健康管理について、その方法が適正化を監査した。

現場視察に訪れた学校において、健康診断書に健康診断年月日が記載されていない教職員が複数人いた。健康診断日の未記入者は、本人もしくは養護教諭が書き入れる必要があるが、平成30年度分が監査の段階で未記入となっている者もいた。不記載の理由を聞いたところ、特に理由はないということであった。

健康診断については、定期的に行われていることは確認ができ問題はなかったが、労務管理を行う義務のある校長が、健康診断の受診日が未記入となっている場合は、確認して記載しておくよう指導することが望ましい。【意見 43】

### 32. 私費会計

#### (1) 横領事件について

令和元年8月23日に、市立岩小学校の給食費が公益財団法人岐阜市学校給食会（以下、「学校給食会」という。）に振り込まれていないことが発覚したことから、学校納入金（私費）の使途不明金があることが疑われた。

その後、学校及び教育委員会による事務職員への聞き取りにより、当該事務職員が横領していたことが発覚した。

監査実施の中で、学校給食会の平成31年3月31日現在の財産目録を入手したところ、横領事件のあった岩小学校のみに対する給食費の未収金2,017千円が計上されていた。

一方で、他の学校については、学校給食会から通知される「3月分必要額」に基づき、各学校で3月分の給食費を調整して、校長の決裁を以って徴収し、期日までに支払っている。

学校による給食費の調整は事務職員による手作業による部分が多く、不正や誤り又は遅延が生じることもあることから、現

行の方法においては3月分の給食費を調整する際に、校長が内容の確認を確実にすべきであった。【指摘4】

(2) 給食費会計の取扱い

各学校では、教育委員会からのサンプルをもとに、学校納入金事務取扱要領を定めているが、当該要領の中で、学校納入金会計の定義に給食費会計を定めていない学校があった。

給食費は、典型的な私費であることから、当該要領を見直すべきである。【指摘5】

(3) 給食費会計の会計資料

(2)に関連して、給食費の収入金調書及び決算報告書を作成していない学校があった。

これについても、給食費が私費であることを改めて認識し、収入金調書及び決算報告書を作成すべきである。【指摘6】

(4) 給食費会計の運用

(1)でも触れたが、給食費は、学校給食会から通知される「3月分必要額」に基づき、各学校で3月分の給食費を調整して、余剰金が発生しないように運用されているが、市場価格の変動により生じる差額は、学校給食会に前受金として計上されている。

なお、欠席や学級閉鎖等による給食カットや未納者からの徴収状況等により給食費の調整方法は各学校の裁量にある。

給食費会計については、学校における調整等の業務負担や不正や誤りまたは遅延を防ぐために、市において新たな運用方法を検討するとともに体制を整えるべきである。【指摘7】

(5) 金庫の運用

会計上は、児童へ返還したとして支出金として処理されている現金が、学校の金庫に保管されていた。理由は、決算を行う

ため支出金としたものの、当該児童の保護者に受取を拒否されたため、金庫で保管していたとのことであった。

支払の事実がない場合には、支出金とせず、会計上も繰越額として決算報告書に明記すればよく、上記運用には問題があった。【指摘 8】

(6) 物販販売による売上金の管理

特定の学校では、児童がデザインしたTシャツ等や、飲み物を学校行事に合わせて販売しているが、その売上代金や仕入代金について、監査実施時に受払記録もなく、現金のみを金庫で保管していた。

受払記録なく現金のみを保管していると、当該販売に関係のない支出に使用したとしても検証することができず、横領等の温床となる可能性がある。

したがって、通帳等を作成するとともに、入手金の受払管理を行う必要がある。【指摘 9】

(7) 決算報告書の作成時期

学校視察を行った際に決算報告書と通帳の照合を行った結果、決算報告書に未記載の入金があった。決算報告書には、年度の全ての入出金の記録を反映すべきであり、決算報告を行ったあとであっても修正して、再度報告すべきであった。

【指摘 10】

(8) 監査実施日と決算報告書日の関係

決算報告書を閲覧した結果、監査実施日が、決算報告を行った日付のあとになった報告書があった。決算報告は、監査を受けたうえで適正に処理されていることを確認したあとに行うものであるから、監査実施日は、決算報告を実施する前に行うよう運用を見直す必要がある。【指摘 11】

### 33. 教材費

#### (1) 議事録の作成

毎年度、教材使用届を提出する前に、各学校においては教材選定の会議を開催しているが、学校視察時にその議事録等を確認したところ、メモ書き等では残されてはいたが、議事録として残している学校はなかった。そのため、次年度に同じ会議をしたときに、変更箇所はわかるものの、なぜそのような変更があったかを記録していないため不明という回答があった。このようなことを防ぐためにも、変更した理由については記録するほうが次年度の教育体制に生きるものと考えられるし、特に人事異動がある職場においては、次年度のことを考えて、誰にでもわかるように記録を残すことが望ましい。【意見 44】

#### (2) 使用教材の学校間格差

各学校から教育委員会へ提出された教材使用届に記載されていた金額の一覧表に基づき、最高額と最低額では差があり、大きなもので7,000円以上の差がある。

学校現場としては、教職員が知恵を絞って、より児童・生徒のためと思って考えて教材を選定してもらっているはずである。そのためある程度の個人負担についてはやむを得ないことである。

個人負担を多くすればより良い教材が手に入るかもしれないが、同じ市に住む児童・生徒に不公平感がないようにすることを検討されたい。【意見 45】

### 34. 学校給食

#### (1) 給食費の未納状況

平成30年度末における給食費総額と収納額を比較すると、収納率は99.64%となっている。

減少傾向にあるものの、毎期末納額が一定の割合で発生している。ただし、給食費は私会計であるため、市は、小中学校の給食費未納状況を把握するのみである。

しかしながら、未納が発生すると、対応のために教職員の作業が増大するほか、適正に給食費を納めている者とそうでない者との間に不公平感が生じ、ひいては学校給食全体の適正な運営に影響を及ぼす可能性がある。

したがって、市は、各小中学校と協力して直接的または間接的に未納問題に取り組むことが望ましい。なお、私会計であることによって対応が困難であるのであれば、後述する公会計化によって解消させることも考えられる。【意見 46】

## (2) 学校給食費の公会計化

市内の小中学校は、現在、私会計にて給食費を徴収している。なお、文部科学省からは、先述のとおり「学校給食費の徴収に関する公会計化等の推進について（通知）」が発出され、学校給食費の公会計化の取組を一層推進することが期待されている。

私会計方式	各学校等における固有の会計制度により、各学校等が保護者から学校給食費を徴収し、徴収した学校給食費の範囲内で食材を購入し、支払いを行う方式。
公会計方式	総計予算主義の原則の下（地方自治法210条）、各地方公共団体が予算を調製し、議会で議決を受けた後、各地方公共団体が保護者から学校給食費を徴収するとともに、地方公共団体が業者等から食材を購入して支払いを行う方式。

（市資料より作成）

こうした中、市は、私会計による諸問題（教職員による徴収業務負担、横領事件の発生等）や、他の地方公共団体で公会計化及びその検討が進み出している実態を勘案し、給食費会計の公会計化についてさまざまな協議を行っている。

学校給食費の公会計化について、十分に時間をかけて議論を行い、必要に応じて教育現場や他の地方公共団体の実態を調査する等、より慎重に検討を行っている市の姿勢は評価できる。他方、文部科学省のガイドラインで学校給食費の公会計化等の推進が強く期待されていることから、公会計化導入について検討する体制を整備していくことが望まれる。【意見 47】

35. 備品整備

(1) 図書選定の過程

図書の購入業者においては市から特に指定されていないので、各学校の近隣の事業所などに注文している。注文の前には、学校図書館担当教員と学校司書が中心となって購入図書リストを作成した後、学校長が決定している。購入図書リスト作成に当たっては、分類（歴史・自然科学・芸術・文学など）の偏りがないように選定し、課題図書などの話題になっている図書を含めるなど、多くの学校が学校教員や児童生徒の希望などの聞き取りを行うことで各方面から情報収集することに留意している。その後、購入図書選定会議などを経て、最終的に購入が決定されているが、その選定会議でどのような意見交換がなされているのかは、会議録を作成していないため、確認することはできなかった。

購入図書リストを情報収集しながら作成することは、実態に合わせるため好ましいことであるが、選定会議における意見交換を会議録として残すことが望ましい。【意見 48】

(2) 図書の廃棄・更新

廃棄図書の選定は、各学校に委ねられている。各学校における図書廃棄委員会等が「全国図書館協議会制定 学校図書館廃棄規準」に基づいて、学校図書館担当教員と学校司書が廃棄リストを作成し、各教科担当の確認後、学校長が廃棄図書を決定し、図書備品廃棄処分承認申請書を提出することについては適切に行われている。しかしながら、廃棄リストを作成するまでの過程や最終的な意見交換等の廃棄決定過程の記録が乏しいため、どのような判断で廃棄に至ったかを会議録として残すことが望ましい。【意見 49】

(3) 備品の管理

備品については複数年使用することが多いため、人事異動が頻繁に行われる職場においては、より慎重に行わなければならない



ない。学校視察時に備品台帳を確認したところ、購入当初に備品台帳へ登録した場所から移動しているものも認められた。その理由としては、児童・生徒数の増減や教室の配置換え等の理由が主たるところであるが、移動時に備品台帳の修正まで管理されていないということである。

現物確認については、学校によっては毎年長期休暇時に点検をしている学校もあったが、全く定期点検を実施していない学校もあった。

このように、購入した物品の所在がわからなくなる理由としては、先にも述べたが、購入時から使用を経て廃棄に至るまでに様々な人を介するためであり、時間が経てば誰もわからなくなるというところにある。そのため、現実に現物確認できない物品もあると推測される。

そこで、教育委員会が主導になって、備品台帳の一斉点検をするなど、どのくらいの物品が所在不明なのかを把握することが望ましい。【意見 50】

#### (4) 備品の廃棄

備品廃棄処分承認申請書を提出し、備品台帳兼移動連絡票に承認印を押印された後に、廃棄処分するが、備品台帳を閲覧したところ、承認印が押印されていることは確認できたものの、どのように処分されたかが、はっきりしていないものが多かった。購入契約に基づいて古い物品を業者が引き取る場合もあるが、それ以外の場合においてどこの業者が引き取っているか確認できなかった。また、どのように廃棄したかがわかる廃棄証明書等の入手も確認できなかった。

古い物品であるため換金価値はない物が多いと思われるが、場合によっては使用あるいは転売される可能性もある。これらを防ぐためにも、備品廃棄減免申請書などの控えを各学校に保管することで、廃棄した事実を確認できるよう資料を保管することが望ましい。【意見 51】

## 36. 学校保健

### (1) 小児生活習慣病予防対策

定期健康診断等については、学校保健安全法及び同施行規則に定められたものが漏れなく行われている。また、小児生活習慣病予防対策（後述）、および色覚検査については、法令等で必須とはされていないものの、市が必要と判断して実施しており、前者は小学5年生の希望者、後者は小学1年生および中学1年生の希望者を対象に行われている。

このように、必要な健康診断・検査が漏れなく実施されているだけでなく、児童生徒の健康の保持増進を目的として追加で検査が行われている点は評価できる。

他方、小児生活習慣病予防対策については、総コレステロール、中性脂肪、尿酸の3項目の検査結果のうち、1項目でも基準値を超える児童の割合を30%以下とすることを目標としている中、上表のとおり30%前後で推移している状況にある。

こうした中、市は、児童の生涯にわたる健康づくりと自己管理能力の育成を図るためには、継続した取組みが必要であると、生活習慣病に対する保護者への啓発、児童の運動への取組み、食の重要性に関する指導・啓発等、学校・家庭・地域と連携し、学校医による指導をはじめとして健康づくりを推進するとしている。

しかしながら、対象児童の割合が減少していない現状を勘案すると、既述の活動を今後より強めていくことが望ましい。

【意見 52】

## 37. 学校規模適正化

### (1) 学校再編の再検討

平成17年8月30日に策定した「旧市内小中学校の適正規模化・適正配置の方針」において定めた事項について、順次小中学校の統合・再編が行われている。

ただし、梅林小学校と白山小学校については、答申を受けてから17年が経過し、当時の状況と大きく変化していることか

ら、小中一貫校や義務教育学校など義務教育学校のあり方を含めた市全域の学校再編も今後検討されたい。【意見 53】

(2) 学校規模の適正化・適正配置の検討

市では、学校規模の適正化・適正配置の検討については、平成 17 年 8 月以来、追加的な検討はなされていない。

一方、公共施設等総合管理計画において、平成 29 年から 30 年間ににおける小中学校の施設の更新及び修繕等に係る費用は合計約 2,152 億円と試算しているが、これは単年の一般会計予算額を大きく超えるものである。

学校規模の適正化・適正配置は、教育の質をどう高めるかという視点で検討されるものであるが、市の将来の財政面の検討も考慮した形で検討されたい。【意見 54】

(3) 「岐阜市学校施設長寿命化計画」の策定状況

小中学校については、公共施設等総合管理計画にも掲記されているが、経過年数が 40 年を超える学校施設も珍しくなく、中には、60 年を過ぎた建物もある。今後の維持管理に向けた修繕計画については、監査実施時点では計画策定のための調査を行っており、令和 2 年 3 月に岐阜市学校施設長寿命化計画として策定する予定であるとのことであった。

学校施設は、児童・生徒が多く集まる施設であり、また災害時には避難所にもなる重要拠点であることから、具体的にどの学校にどの時期にどの程度費用がかかるのかが明確になった計画として策定されたい。【意見 55】

38. 契約事務

(1) 随意契約理由書の作成

契約事務について検証した際に、次の随意契約による工事の関係資料を閲覧した。

(ア) 梅林中学校プールブロック塀撤去工事

・契約金額 313,200 円

- ・工事期間 平成30年6月25日～7月12日
- (イ) 境川中学校ブロック壁撤去工事

- ・契約金額 498,960円
- ・工事期間 平成30年6月25日～7月3日

これらの工事は、少額の契約であることから随意契約によることができるものの、その根拠が明らかであるとの判断により随意契約の理由書が作成されていなかった。

これについて、市契約規則第2条第1項第7号では、指名競争入札又は随意契約による場合には、その理由書が必要である旨定められていることから、本来は随意契約の理由書を作成すべきであった。【指摘12】

(2) 工事の発注規模

契約事務について検証した際に、次の工事の関係資料を閲覧した。

(ア) 長良小学校校舎及び体育館建築主体工事

- ・契約金額 1,869,480,000円
- ・工事期間 平成30年9月27日～令和2年1月31日

この工事は、小学校校舎と体育館が一体での工事として発注しており、入札結果を確認すると、1社のみによる応札となり、落札率も99.95%とほぼ100%に近い金額での落札となっていた。

この工事について、小学校校舎と体育館が一体での工事として発注した理由を確認したところ、市より次の回答があった。

「校舎と体育館が近接しており、別々に発注を行うと、お互いの工事ヤードを確保する必要性が生じ、児童の利用可能場所（仮設校舎・グラウンド）が減少し、児童の安心安全や学校運営に支障が生じるため、一体での工事発注とした。」

しかし、他の入札関係書類を閲覧した結果、別個の工事とすることも次のことから可能であると考えられる。

- a. 設計内訳書でも、上記工事全て、校舎と体育館は積算自体が分かれている。

b. 施工監理業務を委託しているので、工事業者間の調整も容易である。

したがって、経済性の観点からは、広く入札者を募り、競争性を発揮することが望ましかったと考えられる。【意見 56】

第4 指摘及び意見一覧表

なお、下記一覧表における指摘あるいは意見の欄の数値は、本編及び概要版の【指摘】あるいは【意見】に付した番号を指している。

監査の着眼点	監査結果		内容	本編 ページ数
	指摘	意見		
1 学校評価				
ア 学校評価に係る運用が適切に実施されているか		1	教育委員会が学校を指導する立場にあることから、今後は学校評価書の情報公開が実際に実施されたかどうかまで確認することが望ましい。	21
2 教育事務				
イ コミュニティ・スクールの運営は適切に実行されているか		2	4月以降予算が振り込まれるまでに使用したコミュニティ・スクールの経費については、業者に支払いを待ってもらっている状態である。業者のほうも慣例となっているため理解を示しているとのことであるが、予算承認後速やかな支払いを行うことが望ましい。	26
		3	現在、会議録を残していないコミュニティ・スクールは将来のためとあって会議録を残すことが望ましい。	27
ウ コミュニティ・スクールの決算報告は適切になされているか		4	物品購入に関し、市の業者を利用してもらいたいといった観点を重視していくのであれば、その方針を周知するよう検討されたい。	27
3 土曜日の教育活動推進事業				
イ 実施テーマの選定は適切か		5	今後もテーマ数を増やすことで全体の参加者数を増加するよう検討することが望ましい。	30
4 理科授業魅力アップ事業				
ウ 理科支援員の募集方法・選定方法・配置基準は適切か		6	理科の観察・実験活動に係る準備、調整、片付け等のサポートがあると、教員の時間外労働の縮減につながるため積極的に配置していくことが望ましい。	32
エ 理科支援員の出勤の管理は適切か		7	理科の授業のサポートということで、比較的事後的に確認しやすいが、客観性を保つためタイムカードの導入が望ましい。	32
5 ALT 外国語指導助手				
イ 配置が委託のみであることは適切か		8	ALTは、一律に委託のみとはせず、市の直接雇用枠も設けることが望ましい。	34
6 「4技能のバランスを重視した英語教育」研究推進事業				
イ 出向職員の選定方法は適切か		9	出向職員の選定時の資料が残っていなかった。客観性を保つためには議事録を残すことが望ましい。	36
エ 市とベネッセ教育総合研究所との取り組みに客観性は保たれているか		10	包括的研究推進を進めるにあたり、1対1の関係を継続するのではなく、一層の効果を獲得しかつ客観性を保つために、他の英語教育機関からも意見を聞く機会を設けることが望ましい。	36

令和元年度 岐阜市包括外部監査

監査の着眼点	監査結果		内容	本編 ページ数
	指摘	意見		
7 イングリッシュ・キャンプ in GIFU				
イ 参加の機会は平等か		11	低所得家庭への参加費免除を検討することが望ましい。	38
ウ 市の英語教育は他市町村と比較して充分対応できているか		12	市は、英語圏についてはアメリカ・シンシナティシティ(昭和62年提携)・カナダ・サンダーベイシティ(平成19年提携)と姉妹都市を提携している。より多くの生徒に学びのチャンス进行けることは教育者の使命であるため、早急に派遣事業を開始することが望ましい。	38
8 子どものための消費者教育推進事業				
ア 実施状況は適切か		13	毎年同一の著名人に依頼しなければいけない必然性は低く、全小中学校で同様の講演が実施できるように工夫されることが望ましい。	40
9 ハートフルサポーター・ハートフルティーチャー・特別支援教育介助員				
イ 出退勤の管理は適切か		14	正確性・客観性を担保するため、「確認者を決める」・「タイムカードを導入する」等管理方法を改善することが望ましい。	42
10 教育相談員（ほほえみ相談員）				
エ 書類の管理方法は適切か		15	不登校やいじめ問題は些細なことで状況が大きく変化する問題であることから、学校で活動実績報告書を保管する等、常に全教職員で情報共有できる状態にすることが望ましい。	44
11 ジュニアアーティスト・トップランナー支援事業				
イ 選定経緯は客観的に確認できるものとなっているか		16	学校長からの推薦書の提出を受け、アドバイザーからの意見聴取を経て認定を行うが、選考委員会の議事録は無かった。今後の参考かつ客観性を保つため、意見聴取時の記録を残すことが望ましい。	45
12 地域ぐるみ学校人権教育推進委員会補助金				
ア 補助は適切に行われているか		17	消耗品費の予算は用紙・インク代と記載されていたが、決算では記念品代も含まれていた。この補助金は前払いされるものであることから、予算は正確に算出するよう指導を徹底することが望ましい。	47
13 教育PCの整備				
ア 事務機器借りに係る契約は適切になされているか		18	契約資料を確認したところ、日通商事株式会社との契約書において5か月の賃借料と記載するところ年額という整合性の無い記載があった。契約書は正確に作成することが望まれる。	48
14 外国籍生徒等対応指導				
イ 派遣実施内容は適切か		19	年度変わり（4月）、夏休み（8月）という児童生徒が不安定になりやすい時期も配慮し派遣することが望ましい。	50
15 生徒指導サポーター				
ア 募集方法・選定方法は適切か		20	市が人材を確保して、各学校の人材確保の負担を軽減し、必要な学校には確実に派遣を行える体制を整えることが望ましい。	52
イ 勤務管理は適切か		21	正確性・客観性を担保するため、「確認者を決める」・「タイムカードを導入する」等管理方法を改善することが望まれる。	52
16 「スクールロイヤー」事業				
ア 契約とおりに実施されているか	1		教育委員会はブロック単位で各担当弁護士と契約を締結していることから、原則的には各担当弁護士が研修を実施するべきであり、変更がある場合には、その申請を受ける必要がある。	54

令和元年度 岐阜市包括外部監査

監査の着眼点	監査結果		内容	本編 ページ数
	指摘	意見		
17 スクール・サポート・スタッフ				
ア 出退勤の管理は適切か		22	正確性・客観性を担保するため、「確認者を決める」・「タイムカードを導入する」等管理方法を改善することが望まれる。	55
イ 人員数及び配置状況は適切か		23	市で適任者を確保し全学校に配置できる体制を早急に整えることが望ましい。	56
ウ サポート体制は適切か		24	初めて担任を持つ・受験の学年を担当する教職員の時間外労働時間が多くなっていることから、このような教職員を優先的にサポートするように明確な指示をすることが望ましい。	56
18 部活動指導員				
ア 募集方法・選定方法は適切か		25	部活動指導員配置事業実施要項での配置人員は22人であったが、実際の配置は18人だった。4校について配置が無かった理由は人選が難しいためとのことである。登録制にする・市が公募する等人員確保の対策を整えることが望ましい。	57
19 ぎふサイエンス・キャンプ				
イ 参加者増員の検討と今後の方針は適切か		26	会場の収容人数の関係で80名が限界で定員を増やせないとのことであるが、7割超の児童の期待に応えられていないことを考えると、実施日の回数を増やすことが望ましい。また、事業の最大の効果を生むためには、科学体験に特化した実施内容への見直しが見望ましい。	59
20 岐阜市型STEM教育推進事業				
イ 勤怠管理は適切か		27	客観性と確認作業の効率化のためにタイムカードを導入することが望ましい。	61
エ 事業費のうち消耗品は各学校に適切に配分されているか		28	学校別一覧を作成することで各学校の実態を把握でき、適切に配分されているか確認できる。連年通して偏りが生じていないか確認し、学校ごとに教育格差が生じないように管理することが望ましい。	61
21 英語教育 岐阜発「英語でふるさと自慢」				
イ 出退勤時間の管理は適切か		29	客観性と確認作業の効率化のためにタイムカードを導入することが望ましい。	62
ウ EFとALTの比較検証は適切になされているか		30	ALTの派遣による効果との比較検証するためEFの代わりにALTを1～4年生の各学級に派遣(年間18時間)している。その効果検証として活用しているのは英検Jr.とのことであるが、平成29年度と平成30年度でグレードの異なる試験を受けたため比較ができていない。手段の選択は的確に行うことが望ましい。	63
22 「主体的・対話的な学びの在り方」推進事業				
実施成果の把握は適切か		31	調査では年間のアゴラ使用回数が0回の教員が42%である。一方、教員の使用回数がこのような状況になる原因を追究解消したうえで、小学校への導入をするべきであった。信憑性の高い裏付けをもって事業を実施することが望ましい。	65
計画的に実施されているか		32	利用し難い部屋に備品を設置しても効果は期待できない。利用環境の整備を正確に検討・実施したうえで、事業を開始することが望ましい。	66
備品の設置と事業目的の関係を客観的に証明できるのか		33	曲線の机を設置することが主体的・対話的な学びにつながるということについて客観的に証明できるものが無い。小中合わせて89,954千円の事業費を投じているのであるが、すでにある環境・備品を工夫して利用していくことが望ましい。	66
新規事業導入の経緯把握は適切か		34	新規事業導入については、その経緯を明確に残し確認できる議事録等の資料を整えておくことが望ましい。	66



令和元年度 岐阜市包括外部監査

監査の着眼点	監査結果		内容	本編 ページ数
	指摘	意見		
23 「危険から自分を守る」事業				
ア 「地域安全マップ」を作成できているか		35	地域安全マップ実施報告書を確認したところ、46小学校中21校の資料を確認できた。21校については、安全マップが作成されていることが確認できたが24校については確認できなかった。全小学校について確認・保管することが望ましい。	68
24 不登校児童・生徒				
イ 不登校児童・生徒に適切に対応しているか		36	市においては、昨今の不登校児童・生徒の問題点について、情報を刷新したマニュアルの改訂版を作成することが望ましい。	73
25 いじめ対策				
ア いじめの認知件数を適切に把握しているか		37	市では所定の報告書様式を整備し、報告及び提出することを義務付けていたものの、十分には機能していなかったと言わざるを得ず、今後、第三者委員会の調査報告書にしたがい、適切に運用するよう指導を徹底されたい。	80
イ 認知されたいじめに適切に対応しているか		38	教育委員会は、第三者委員会の調査報告書の提言にしたがい、どの行為が「いじめ」に該当するか、認知されたいじめにどのように対処すべしよいかなどを具体的に検討するとともに、教職員へ周知徹底するためにもマニュアルとして再整備するよう検討されたい。	81
26 教員研修の充実				
イ 教員の資質の向上になるための工夫がなされているか		39	最新情報を得るために様々な角度から研修の機会が与えられている一方、教員によっては受講する研修に偏りが生じるような疑念ないよう、受講履歴を管理する研修講座受講管理システムを用い、様々な分野の研修も促すことでより幅広い教養を身に付ける取組を検討されたい。	85
27 教員免許更新制度におけるサポート体制				
イ 更新漏れがないような管理体制になっているか		40	免許状更新状況の調査対象者については、抽出を各校に任せているが、集計表にあらかじめ教員等の情報を記載し、各学校等へ調査依頼すれば、各校が効率的に回答できるようになると考えられるため、検討されたい。	88
28 職員の労務管理				
ア タイムカードおよび勤怠管理ソフトが適切に利用されているか	2		市においては正確な勤怠管理を行うためにも、タイムカードを記録する場所を出入り口近くに設置するなどの工夫や、教職員に対してタイムカードを利用して出勤および退勤時間を記録するよう指導を徹底する必要がある。出退勤管理の重要性を教職員に認識してもらうため、研修等を行うことも検討すべきである。	91
29 教職員の休暇申請の管理				
イ 職員の年次休暇が適切に取得されているか		41	年次休暇の取得は、職員間の調整が必要となると考えられるが、市においては年次休暇の取得率を上昇させるよう努力するのが望ましい。	93
30 教職員の時間外勤務				
ア 勤務時間外在籍時間が、長時間となっていないか	3		教育委員会は、勤務時間外在籍時間を精査しその内容を把握したうえで、不適當な勤務時間外在籍時間について削減するように指導監督を徹底する必要がある。	99
イ 部活動従事時間および日数に問題はないか (中学校のみ)		42	中学校教職員の部活動への関与は必要なことではあるが、休日に部活動に従事した教職員に対し、休暇が不足していないかなど配慮することが望ましい。	100
31 教職員の健康管理				
ア 教職員の健康診断が定期的に行われているか		43	健康診断については、定期的に行われていることは確認ができ問題はなかったが、労務管理を行う義務のある校長が、健康診断の受診日が未記入となっている場合は、確認して記載しておくよう指導することが望ましい。	102

令和元年度 岐阜市包括外部監査

監査の着眼点	監査結果		内容	本編 ページ数
	指摘	意見		
<b>32 私費会計</b>				
ア 私費は適切に管理されているか	4		学校による給食費の調整は事務職員による手作業による部分が多く、不正や誤り又は遅延が生じることもあることから、現行の方法においては3月分の給食費を調整する際に、校長が内容の確認を確実にすべきであった。	106
	5		要領の中で、学校納入金会計の定義に給食費会計を定めていない学校があった。給食費は、典型的な私費であることから、当該要領を見直すべきである。	107
	8		支払の事実がない場合には、支出金とせず、会計上も繰越額として決算報告書に明記すればよく、上記運用には問題があった。	107
	9		受払記録なく現金のみを保管していると、当該販売に関係のない支出に使用したとしても検証することができず、横領等の温床となる可能性がある。したがって、通帳等を作成するとともに、入手金の受払管理を行う必要がある。	108
エ 私費の決算報告が適切に行われているか	6		給食費の収入金調書及び決算報告書を作成していない学校があった。これについても、給食費が私費であることを改めて認識し、収入金調書及び決算報告書を作成すべきである。	107
	10		決算報告書には、年度の全ての入出金の記録を反映すべきであり、決算報告を行ったあとであっても修正して、再度報告すべきであった。	108
	11		監査実施日は、決算報告を実施する前に行うよう運用を見直す必要がある。	108
オ 給食費は適切に徴収されているか	7		給食費会計については、学校における調整等の業務負担や不正や誤りまたは遅延を防ぐために、市において新たな運用方法を検討するとともに体制を整えるべきである。	107
<b>33 教材費</b>				
ア 各学校において教材使用届を提出前にどのような会議が開催されているか		44	変更した理由については記録するほうが次年度の教育体制に生きるものと考えられるし、特に人事異動がある職場においては、次年度のことを考えて、誰にでもわかるように記録を残すことが望ましい。	111
イ 教材使用届を提出された後にどのような管理をしているか		45	個人負担を多くすればより良い教材が手に入るかもしれないが、同じ市に住む児童・生徒に不公平感がないようにすることを検討されたい。	111
<b>34 学校給食</b>				
エ 給食費について、不足なく収納されているか		46	市は、各小中学校と協力して直接的または間接的に未納問題に取り組むことが望ましい。	118
キ 学校給食費の公会計化について、適切な議論が行われているか		47	公会計化導入について検討する体制を整備していくことが望まれる。	121

令和元年度 岐阜市包括外部監査

監査の着眼点	監査結果		内容	本編 ページ数
	指摘	意見		
<b>35 備品整備</b>				
ア 図書の選定が適切に行われているか		48	購入図書リストを情報収集しながら作成することは、実態に合わせるため好ましいことであるが、選定会議における意見交換を会議録として残すことが望ましい。	125
イ 図書の廃棄・更新が適切に行われているか		49	廃棄リストを作成するまでの過程や最終的な意見交換等の廃棄決定過程の記録が乏しいため、どのような判断で廃棄に至ったかを会議録として残すことが望ましい。	125
ウ 備品の管理が適切であるか		50	市が主導になって、備品台帳の一点検査をして、どのくらいの物品が所在不明なのかを把握することが望ましい。	126
エ 備品の廃棄が適切であるか		51	古い物品であるため換金価値はない物が多いと思われるが、場合によっては使用あるいは転売される可能性もある。これらを防ぐためにも、備品廃棄減免申請書などの控えを各学校に保管することで、廃棄した事実を確認できるよう資料を保管することが望ましい。	126
<b>36 学校保健</b>				
ア 検査・健康診断等について、法令等で定められた事項が漏れなく実施され、結果をもとに適切な改善活動が行われているか		52	生活習慣病に対する保護者への啓発、児童の運動への取組み、食の重要性に関する指導・啓発等、学校・家庭・地域と連携し、学校医による指導をはじめとして健康づくりを推進するといった活動を今後より強めていくことが望ましい。	132
<b>37 学校規模適正化</b>				
ア 小中学校の適正規模化・適正配置の方針が実行されているか		53	梅林小学校と白山小学校については、答申を受けてから17年が経過し、当時の状況と大きく変化していることから、小中一貫校や義務教育学校など義務教育学校のあり方を含めた市全域の学校再編も今後検討されたい。	145
		54	学校規模の適正化・適正配置は、教育の質をどう高めるかという視点で検討されるものであるが、市の将来の財政面の検討も考慮した形で検討されたい。	146
イ 学校施設の老朽化への対策として計画等が策定されているか		55	学校施設は、児童・生徒が多く集まる施設であり、また災害時には避難所にもなる重要拠点であることから、具体的にどの学校にどの時期にどの程度費用がかかるのか明確になった計画として策定されたい。	146
<b>38 契約事務</b>				
ア 随意契約が適切に契約締結されているか		12	指名競争入札又は随意契約による場合には、その理由書が必要である旨定められていることから、本来は随意契約の理由書を作成すべきであった。	151
イ 競争入札手続きが適切に締結及び履行されているか		56	小学校校舎と体育館が一体での工事として発注しており、入札結果を確認すると、1社のみによる応札となり、落札率も99.95%とほぼ100%に近い金額での落札となっていた。経済性の観点からは、広く入札者を募り、競争性を発揮することが望ましかったと考えられる。	151